省　令

○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百四十四号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第三項を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十一日

総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三　［略］ 四　汚染物　ＰＦＯＳ又はその塩若しくはＰＦＯＡ又はその塩（以下この号において「ＰＦＯＳ等」という。）を含む廃液又はＰＦＯＳ等が付着している布その他の不要物をいう。	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三　［略］ 四　汚染物　ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃液又はＰＦＯＳ又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十月二十二日）から施行する。